

流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第45号

流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

流域下水道事業財務規則（令和2年岩手県規則第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(合議)</p> <p>第5条 次に掲げる事項については、県土整備部長（以下「部長」という。）が指名する本庁の出納員に合議しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>私人に対する歳入</u>の徴収又は収納の事務の委託及び支出の事務の委託</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(小切手の償還等)</p> <p>第77条 本庁の出納員は、債権者から地方公営企業法施行令第21条の9第2項による支払の請求を受けたとき、又は小切手の所持人から同令<u>第21条の13</u>による償還の請求を受けたときは、その内容を調査し、支払し、又は償還すべきものと認めるときは、課長等に支出の手続を要求しなければならない。</p> <p>(予算超過支出の手続)</p> <p>第171条 部長は、地方公営企業法<u>(昭和27年法律第292号)</u>第24条第3項の規定に基づき、業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じた場合において、当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を、当該業務のため直接必要な経費に使用しようとするときは、使用しようとする経費の名称、金額及び理由等を記載した文書によって総務部長に合議しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(一般競争入札の入札保証金)</p> <p>第184条 [略]</p> <p>2 地方公営企業法施行令<u>第21条の15</u>の入札保証金の額は、入札に参加しようとする者の見積もる入札金額の100分の3以上の額とする。ただし、単価により入札を行う場合の入札保証金の額は、契約担当者が定めた額以上の額とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(随意契約によることができる額)</p>	<p>(合議)</p> <p>第5条 次に掲げる事項については、県土整備部長（以下「部長」という。）が指名する本庁の出納員に合議しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2</u>において準用する<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づく歳入等</u>の徴収又は収納の事務の委託及び支出の事務の委託</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(小切手の償還等)</p> <p>第77条 本庁の出納員は、債権者から地方公営企業法施行令第21条の9第2項の<u>規定</u>による支払の請求を受けたとき、又は小切手の所持人から同令<u>第21条の12</u>の規定による償還の請求を受けたときは、その内容を調査し、支払し、又は償還すべきものと認めるときは、課長等に支出の手続を要求しなければならない。</p> <p>(予算超過支出の手続)</p> <p>第171条 部長は、地方公営企業法第24条第3項の規定に基づき、業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じた場合において、当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を、当該業務のため直接必要な経費に使用しようとするときは、使用しようとする経費の名称、金額及び理由等を記載した文書によって総務部長に合議しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(一般競争入札の入札保証金)</p> <p>第184条 [略]</p> <p>2 地方公営企業法施行令<u>第21条の14</u>の入札保証金の額は、入札に参加しようとする者の見積もる入札金額の100分の3以上の額とする。ただし、単価により入札を行う場合の入札保証金の額は、契約担当者が定めた額以上の額とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(随意契約によることができる額)</p>

<p>第194条 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号の管理規程で定める額は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表の右欄に定める額とする。</p> <table border="1" data-bbox="145 280 767 331"> <tr> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>(特定の随意契約に係る手続)</p> <p>第195条 契約担当者は、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号又は第4号の規定に基づき随意契約により物品等を調達しようとするときは、あらかじめ発注見通しを公表するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(契約保証金)</p> <p>第212条 [略]</p> <p>2 地方公営企業法施行令第21条の15の契約保証金の額は、契約金額の100分の5以上の額とする。ただし、単価により契約を締結する場合の契約保証金の額は、契約担当者が定めた額以上の額とする。</p> <p>(検査)</p> <p>第216条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項に規定する検査は、契約担当者又は契約担当者が命ずる職員(以下「検査員」という。)が行うものとする。</p>	[略]	<p>第194条 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号の管理規程で定める額は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表の右欄に定める額とする。</p> <table border="1" data-bbox="825 280 1458 331"> <tr> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>(特定の随意契約に係る手続)</p> <p>第195条 契約担当者は、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号又は第4号の規定に基づき随意契約により物品等を調達しようとするときは、あらかじめ発注見通しを公表するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(契約保証金)</p> <p>第212条 [略]</p> <p>2 地方公営企業法施行令第21条の14の契約保証金の額は、契約金額の100分の5以上の額とする。ただし、単価により契約を締結する場合の契約保証金の額は、契約担当者が定めた額以上の額とする。</p> <p>(検査)</p> <p>第216条 地方自治法第234条の2第1項に規定する検査は、契約担当者又は契約担当者が命ずる職員(以下「検査員」という。)が行うものとする。</p>	[略]
[略]			
[略]			
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>			

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。